

都市計画論文(旧 一般研究論文)および質疑討論 応募要綱

1. 目的

この要綱は、公益社団法人日本都市計画学会都市計画論文、質疑討論 応募規則第8条第2号に基づき、都市計画論文および質疑討論の応募にあたっての細目を定めるものとする。

2. 内容

- 1) 都市計画論文：都市計画に関する計画、デザイン、分析、調査、事業等についての下記の条件を満たす論文、論説、報告とする。これらは、まとまった結論を明示しており、独立性・完結性を有する未発表のものでなければならない。また、「何らかの新規かつ独自の知的な貢献」を有したものでなければならない。募集内容の種類、重複応募の禁止等について応募規則第2条から5条を参照すること。
- 2) 質疑討論：都市計画論文集に掲載された論文に対する質疑討論で、誌上討論により行う。応募期限は当該論文の公表後3ヶ月以内(必着)である。なお、質疑討論は和文が原則であるが、英文での応募も可とする。なお、採用された質疑討論に関しては、論文等の著者に対して公益社団法人日本都市計画学会(以下「本学会」という。) 学術委員会(以下「本委員会」という。)より回答討論の執筆を依頼する。

3. 応募資格

第一著者は、第1次審査用原稿投稿時に本学会個人会員(正・学生・名誉会員)。また、審査期間中および採用となった場合は公表時まで、会員資格を有すること。第二著者以降においては、非会員を共同著者とすることもできるが、掲載料が異なる。

4. 審査方法

本委員会の中に「論文審査部会」を設け、その審査による判定により論文等の採否を決定する。論文審査(第1次審査)の判定は、採用、条件付再審査または不採用のいずれかであり、条件付再審査は原則1回(第2次審査)、最大2回(第3次審査)まで行われ採用または不採用を決定する。質疑討論については、審査は1回であり採用または不採用の判定がなされる。なお、回答討論については掲載上の形式に関する修正依頼を除いて、審査を行わない。

5. 応募・審査プロセス

5-1. 執筆要領集の告示

執筆要領集(応募規則、応募要綱、第1次審査用原稿執筆要綱、最終原稿作成要綱)を本学会ウェブページに告示する。

5-2. 第1次審査への応募

年間随時本会ウェブページより、第1次審査用原稿PDFファイル及び論文情報等の応募を受け付ける。応募原稿は応募規則、執筆要綱に照らした形式確認を経て、受理あるいは不受理が決定される。受理通知を受領次第、投稿料を納入すること。

5-3. 審査結果の通知

審査の判定結果は連絡代表者宛、通知する。

5-4. 第2次、第3次審査への応募

第1次、第2次審査で条件付再審査となった場合は、それぞれ第2次、第3次審査への対応として、3ヶ月以内(必着)に、修正対応済み原稿PDFファイル・修正箇所を明示した原稿PDFファイル・修正意見への回答書を登録すること。なお、原稿に記載する著者名は、第1次審査投稿後の変更は認めない。

5-5. 最終原稿の投稿

審査の結果、採用となった場合は、本学会より最終原稿等の提出を依頼するので、その指示に従うこと。

6. その他

公表：審査の結果、「採用」となった論文等は、「都市計画論文集 Vol.** No.1 または No.2」に順次掲載する。なお、質疑討論と回答討論は原則として同時に公表する。

投稿料：論文等の投稿料として11,000円(税込)を徴収する。ただし、回答討論については徴収しない。

掲載料：論文の掲載料として、下記のように設定する。

全著者が会員の場合：6頁まで33,000円(税込)を標準とし、追加1頁毎5,500円(税込)を徴収する。ただし、回答討論については徴収しない。

非会員が著者に含まれる場合：上記会員掲載料に加えて、非会員著者1名あたり、16,500円(税込)を徴収する。ただし、回答討論については徴収しない。

著作権：応募規則第10条を参照すること。

7. 連絡・照会先

日本都市計画学会 都市計画論文係
journal-ac@cpj.or.jp

8. 要綱の改正

この要綱は本委員会議決により改正することができる。(附則) この要綱は2021年1月1日から施行する。